

改正

平成28年3月28日告示第25号  
平成29年3月29日告示第26号  
平成30年3月27日告示第21号  
令和2年3月31日告示第35号  
令和3年3月31日告示第29号  
令和4年4月1日告示第45号  
令和4年8月3日告示第67号  
令和5年3月31日告示第37号  
令和6年3月29日告示第42号

羽咋市空家リフォーム再生事業助成金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、定住促進と地域の活性化を図るため、空家の有効活用のための取得及びリフォーム又は住環境の向上及び市民の安全安心の確保並びに災害の未然防止を図るための空家の除却に要する費用の一部を予算の範囲内で助成することについて、羽咋市補助金交付事務取扱規則（昭和55年羽咋市規則第21号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空家 次の全てに該当する建築物及びその敷地をいう。

ア 1年以上居住その他の使用がなされていない建築物（建売住宅及び既に使用しているテナントがある建築物は除く。）

イ 昭和56年5月31日以前に着工された建築物にあつては、耐震基準を満たしていること又は助成金完了実績報告時点で耐震基準を満たすための耐震改修工事が完了していること（取得費助成及びリフォーム助成に限る。）。

ウ 敷地内に使用中の建築物がないこと（敷地の筆が複数あり、同一で敷地利用している場合も含む。）。

エ 道路に面して危険なブロック塀等がないこと。

(2) 取得 空家の購入をいう。ただし、次のいずれかに当てはまる場合は除く。

ア 相続、贈与、その他取得対価の伴わない事由により取得した場合

イ 3親等以内の親族（購入後に3親等以内の親族になる者も含む。）からの購入

ウ 配偶者（購入後に配偶者になる者も含む。）からの購入

(3) リフォーム 空家の性能の維持及び向上のために行う補修、修繕、模様替え等をいう。ただし、50万円未満の工事、部分的な補修工事や家電の購入及びそれに付随する工事は除く。

(4) 除却 空家を解体し、跡地を適正に維持管理をするものをいう。

(5) 転入者 次の全てに該当する者をいう。

ア 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条に規定する転入（以下「転入」という。）の届出を行った日において継続して1年以上羽咋市外に居住していた者

イ 契約日において転入後2年以内の者又は契約日から1年以内に転入する者

- (6) 市内在住者 空家の売買契約日において、本市に住所を定める者をいう。ただし、前号に該当する者を除く。
- (7) 所有者等 空家に係る所有権その他の権利により当該空家を賃貸及びリフォーム又は除却を行うことができる者をいう。
- (8) 市内施工業者 市内に事務所を有する施工業者又は市内に住所を有する個人事業者をいう。
- (9) 若者世帯 申請者が契約日において35歳以下である世帯をいう。
- (10) 女性応援世帯 申請者が、会社等に勤務又は自営で働く独身女性である世帯をいう。
- (11) 居住誘導区域 羽咋市立地適正化計画に基づく区域をいう。
- (12) 旧耐震空家 昭和56年5月31日以前に着工された空家をいう。

(助成対象者)

**第3条** 助成の対象となる者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 空家の所有者（売買契約締結予定の買主も含む。）、賃借人又は市長が適当と認める者
- (2) 市税及び市の使用料等を滞納していない者
- (3) 暴力団（羽咋市暴力団排除条例（平成24年羽咋市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではない者、かつ、暴力団又は暴力団員と関係を有していない者

(助成対象事業)

**第4条** 助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 空家を居住や事業を開始するために取得又はリフォームを行うもの。（交付申請日から遡って1年以内に空家を取得したものを含む。）ただし、不動産貸付けを事業として行われているものは除く。
- (2) 空家を賃借している者が、賃貸借契約日から2年以内に当該空家を取得するもの
- (3) 空家の居住や事業を開始した日から1年以内にリフォームを行うもの。ただし、不動産事業として行われているものは除く。
- (4) 空家の除却を行うもの。ただし、50㎡未満の倉庫及び車庫のみの除却は除く。
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(助成金の額等)

**第5条** 助成金の種類、額及び申請期限は、別表1のとおりとし、助成金の額は取得費助成金及びリフォーム助成金の合算額又は除却費助成金の額（10,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とする。

2 その他の制度の助成を受けている場合は、その工事部分を前項における助成額から除いた額とする。

3 第1項の規定による助成金は、20万円までは羽咋市商工会が発行する地域商品券（以下「商品券」という。）で交付し、残りは現金で交付するものとする。ただし、助成対象事業が完了したときに助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が市外に居住している場合は、全額現金で交付するものとする。

4 リフォーム助成金の交付は、同一物件に対していずれか1回限りとする。

(助成金の交付申請)

**第6条** 申請者は、空家リフォーム再生事業助成金交付申請書（様式第1号又は様式第2号）

に、別表2に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(助成金の交付決定の通知)

**第7条** 市長は前条の規定により交付申請があったときは、当該申請の内容を審査し、助成金の交付を決定したときは、空家リフォーム再生事業助成金交付決定通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

(助成金の交付申請の変更又は中止)

**第8条** 前条の規定により、助成金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が、申請内容を変更し、又は中止しようとするときは、空家リフォーム再生事業助成金変更・中止交付申請書(様式第7号)により、別表2に掲げる書類のうち市長が指示するものを添付し、市長に申請しなければならない。ただし、市長が認めるときは、その全部又は一部を省略することができる。

2 市長は前項の規定により変更又は中止の交付申請があったときは、当該申請の内容を審査し、空家リフォーム再生事業助成金変更・中止交付決定通知書(様式第8号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

**第9条** 交付決定者は、助成対象事業が完了したときは、空家リフォーム再生事業助成金完了実績報告書(様式第9号)に別表2に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告は第7条の規定により交付決定を受けた年度内にしなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(助成金の額の確定)

**第10条** 市長は、前条に規定する実績報告書の提出を受けたときは、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、助成金交付の決定内容及び交付条件に適合するかを確認し、適合と認めるときは交付すべき助成金の額を確定し、空家リフォーム再生事業助成金交付額確定通知書(様式第10号)により交付決定者に通知するものとする。

(助成金の交付の請求等)

**第11条** 交付決定者は、前条の規定による確定通知を受けたときは、空家リフォーム再生事業助成金交付請求書(様式第11号又は様式第12号)により市長に助成金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求に基づき助成金を交付するものとする。

3 交付決定者は、第5条第3項に規定する商品券の交付と引換えに、市長に空家リフォーム再生事業助成金交付に係る商品券受領書(様式第13号)を提出しなければならない。

(助成金の額の確定の取消し及び返還)

**第12条** 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、額の確定した助成金の全部又は一部を取消し、既に助成金が交付されている場合は、期限を定めて返還を命ずることができるものとする。

(1) 提出書類に虚偽の記載事項があったとき。

(2) 助成金交付決定通知書に記載の交付条件に従わなかったとき。

(3) その他市長が不相当と認めたとき。

(その他)

**第13条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。  
(羽咋市あんしん住まいリフォーム助成金交付要綱の廃止)
- 2 羽咋市あんしん住まいリフォーム助成金交付要綱(平成24年羽咋市告示第32号)は、廃止する。

**附 則** (平成28年3月28日告示第25号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則** (平成29年3月29日告示第26号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

**附 則** (平成30年3月27日告示第21号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

**附 則** (令和2年3月31日告示第35号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の羽咋市空家リフォーム再生事業助成金交付要綱の規定は、令和2年4月1日以後に工事請負契約又は売買契約を行う空家に係る助成金について適用し、同日前に工事請負契約又は売買契約を行った空家に係る助成金については、なお従前の例による。

**附 則** (令和3年3月31日告示第29号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の羽咋市空家リフォーム再生事業助成金交付要綱の規定は、令和3年4月1日以後に工事請負契約又は売買契約を行う空家に係る助成金について適用し、同日前に工事請負契約又は売買契約を行った空家に係る助成金については、なお従前の例による。

**附 則** (令和4年4月1日告示第45号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の羽咋市耐震住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱の規定は、令和4年4月1日以後に契約を行う耐震住宅リフォーム支援事業に係る補助金について適用し、同日前に契約を行った耐震住宅リフォーム支援事業については、なお従前の例による。

**附 則** (令和4年8月3日告示第67号)

(施行期日)

**第1条** この告示は、令和4年8月3日から施行する。

(経過措置)

**第2条** 改正後の羽咋市空家リフォーム再生事業助成金交付要綱の規定は、令和4年4月1日以後に工事請負契約又は売買契約を行う空家に係る助成金について適用し、同日前に工事請負契約又は売買契約を行った空家に係る助成金については、なお従前の例による。

**附 則** (令和5年3月31日告示第37号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の羽咋市空家リフォーム再生事業助成金交付要綱の規定は、令和5年4月1日以後に工事請負契約又は売買契約を行う空家に係る助成金について適用し、同日前に工事請負契約又は売買契約を行った空家に係る助成金については、なお従前の例による。

**附 則**（令和6年3月29日告示第42号）

（施行期日）

第1条 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 改正後の羽咋市空家リフォーム再生事業助成金交付要綱の規定は、令和6年4月1日以後に工事請負契約又は売買契約を行う空家に係る助成金について適用し、同日前に工事請負契約又は売買契約を行った空家に係る助成金について、なお従前の例による。

**別表1**（第5条関係）

助成金の種類	助成金の額	申請期限
取得費助成金	1 転入者 空家の取得に要した費用の1／3以内で50万円を限度	売買契約締結後1年以内
	2 転入者以外 空家の取得に要した費用の1／3以内で20万円を限度	
リフォーム助成金	1 市内施工業者を利用し、リフォームを行うもの リフォーム工事費の1／3以内で60万円限度	工事着工前
	2 市外施工業者を利用し、リフォームを行うもの リフォーム工事費の1／3以内で30万円限度	
除却費助成金	1 市内施工業者を利用し、延べ面積500㎡未満の空家の除却を行うもの 費用（※）の1／3以内で30万円限度	工事着工前
	2 市外施工業者を利用し、延べ面積500㎡未満の空家の除却を行うもの 費用（※）の1／3以内で10万円限度	

	<p>3 市内施工業者を利用し、延べ面積500㎡以上1,000㎡未満の空家の除却を行う場合 費用（※）の1/3以内で75万円限度</p> <p>4 市外施工業者を利用し、延べ面積500㎡以上1,000㎡未満の空家の除却を行う場合 費用（※）の1/3以内で55万円限度</p> <p>5 市内施工業者を利用し、延べ面積1,000㎡以上の空家の除却を行うもの 費用（※）の1/3以内で150万円限度</p> <p>6 市外施工業者を利用し、延べ面積1,000㎡以上の空家の除却を行うもの 費用（※）の1/3以内で130万円限度</p>	
加算助成金（申請者のみに加算）		
若者世帯（取得費助成又はリフォーム助成のみに加算）		一律10万円
女性応援世帯（取得費助成又はリフォーム助成のみに加算）		一律10万円
居住誘導区域（取得費助成又はリフォーム助成のみに加算）		一律30万円
旧耐震空家（除却費助成のみに加算）		一律20万円

備考

※ 以下①と②の内、いずれか低い額を費用とする。

- ① 実際に除却に要した費用
- ② 空家の延べ面積（㎡）×15,000円

別表2 (第6条、第9条関係)

助成金の種類	交付申請添付書類	完了実績添付書類
取得費助成金	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 居住者又は居住予定者全員の住民票の写し（事業を開始する者は会社・法人の登記事項証明書、個人事業主の場合は住民票の写し）</li> <li>2 登記名義人となる者の戸籍の附票の写し（転入者の場合）</li> <li>3 申請者の独身証明書（女性応援世帯のみ）</li> <li>4 申請者の勤務先が分かる書類又は営業証明書（女性応援世帯のみ）</li> <li>5 売買契約書の写し</li> <li>6 空家の建築年月が分かる書類</li> <li>7 空家の付近見取図</li> <li>8 現況の空家の写真</li> <li>9 耐震性能証明書（様式第3号）（昭和56年5月31日以前に着工された空家で耐震基準を満たしている場合）</li> <li>10 耐震改修工事前の耐震診断結果、耐震改修工事予定の耐震診断結果及び補強計画図等又はこれに代わるもの（昭和56年5月31日以前に着工された空家で耐震基準を満たしていない場合）</li> <li>11 その他市長が必要と認める書類</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 居住者全員の住民票の写し（交付申請時に転入又は転居していない場合）</li> <li>2 事業を開始したことが分かる書類（事業を開始する場合）</li> <li>3 取得費の支払を確認できる領収書又はこれに代わるもの</li> <li>4 取得した空家の登記事項証明書</li> <li>5 耐震性能証明書（様式第3号）（交付申請時において昭和56年5月31日以前に着工された空家で耐震基準を満たしていない場合）</li> <li>6 その他市長が必要と認める書類</li> </ol>
リフォーム助成金	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 申請者の住民票の写し</li> <li>2 居住者又は居住予定者全員の住民票の写し（事業を開始する者は会社・法人の登記事項証明書、個人事業主の場合は住民票の写し）</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 居住者全員の住民票の写し（交付申請時に転入又は転居していない場合）</li> <li>2 事業を開始したことが分かる書類（事業を開始する場合）</li> </ol>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>3 申請者の独身証明書（女性 応援世帯のみ）</li> <li>4 申請者の勤務先が分かる書 類又は営業証明書（女性応援 世帯のみ）</li> <li>5 空家の建築年月が分かる書 類</li> <li>6 空家の付近見取図</li> <li>7 空家リフォームの承諾につ いてのお願い（様式第4号）</li> <li>8 リフォームに係る見積書及 び契約書の写し</li> <li>9 現況の住宅全体の写真及び リフォームを行う部分の写真</li> <li>10 耐震性能証明書（様式第3 号）（昭和56年5月31日以前 に着工された空家で耐震基準 を満たしている場合。）</li> <li>11 耐震改修工事前の耐震診断 結果、耐震改修工事予定の耐 震診断結果及び補強計画図等 又はこれに代わるもの（昭和 56年5月31日以前に着工され た空家で耐震基準を満たして いない場合）</li> <li>12 大気汚染防止法（昭和43年 6月10日法律第97号）第18条 の15第6項の規定に基づく石 綿事前調査結果報告書の写し</li> <li>13 その他市長が必要と認める 書類</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>3 リフォームを行った部分の 施工後の写真</li> <li>4 リフォームに係る費用の支 払を確認できる領収書又はこ れに代わるもの</li> <li>5 耐震性能証明書（様式第3 号）（交付申請時において昭 和56年5月31日以前に着工さ れた空家で耐震基準を満たし ていない場合）</li> <li>6 大気汚染防止法第18条の23 の規定に基づく特定粉じん排 出等作業の結果の報告書の写 し</li> <li>7 その他市長が必要と認める 書類</li> </ul>
<p>除却費助成金</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 申請者の住民票の写し</li> <li>2 除却に係る見積書の写し</li> <li>3 現況の空家の写真</li> <li>4 工事請負契約書の写し</li> <li>5 空家の建築年月が分かる書 類</li> <li>6 空家の付近見取図</li> <li>7 大気汚染防止法第18条の 15第6項の規定に基づく石</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 除却後の跡地の写真</li> <li>2 除却に係る費用の支払を確 認できる領収書又はこれに代 わるもの</li> <li>3 大気汚染防止法第18条の23 の規定に基づく特定粉じん排 出等作業の結果の報告書の写 し</li> <li>4 その他市長が必要と認める</li> </ul>

	<p>綿事前調査結果報告書の写し</p> <p>8 所有者の同意書（申請者が所有者でない場合）（様式第5号）</p> <p>9 その他市長が必要と認める書類</p>	書類
--	--	----